

平成22年度・23年度 鬼怒川・小貝川河川愛護モニター一応募要綱

国土交通省 下館河川事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力のもと、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施してまいりました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、平成22年度・23年度 河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

1. 活動内容

モニターは、ボランティアとして日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1月に1度の定期と随時）する事が主な目的です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合。
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合。
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。

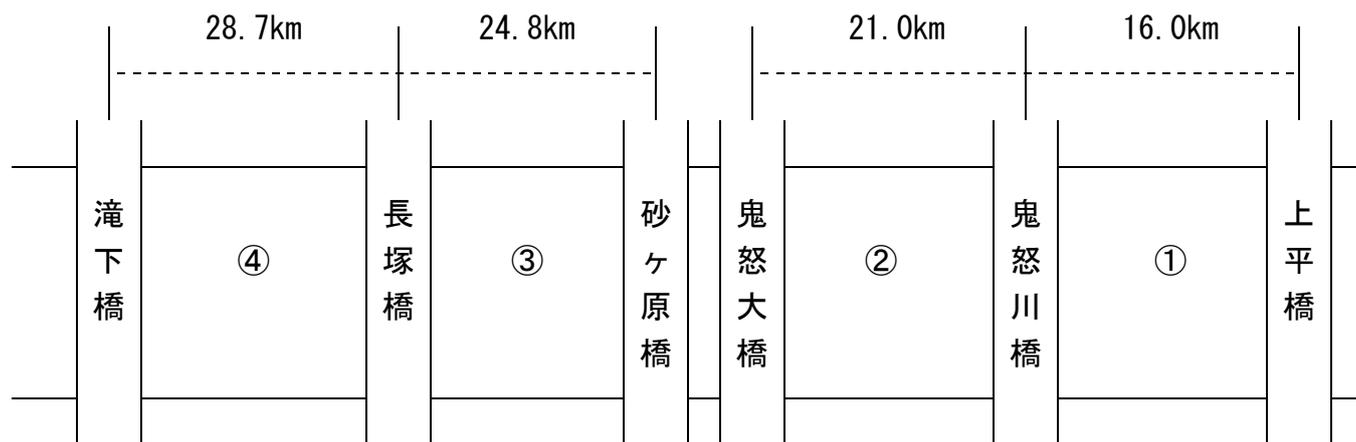
また上記の活動に加え、モニター会議（意見交換会）へ参加していただく事により、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

2. 大まかな活動範囲

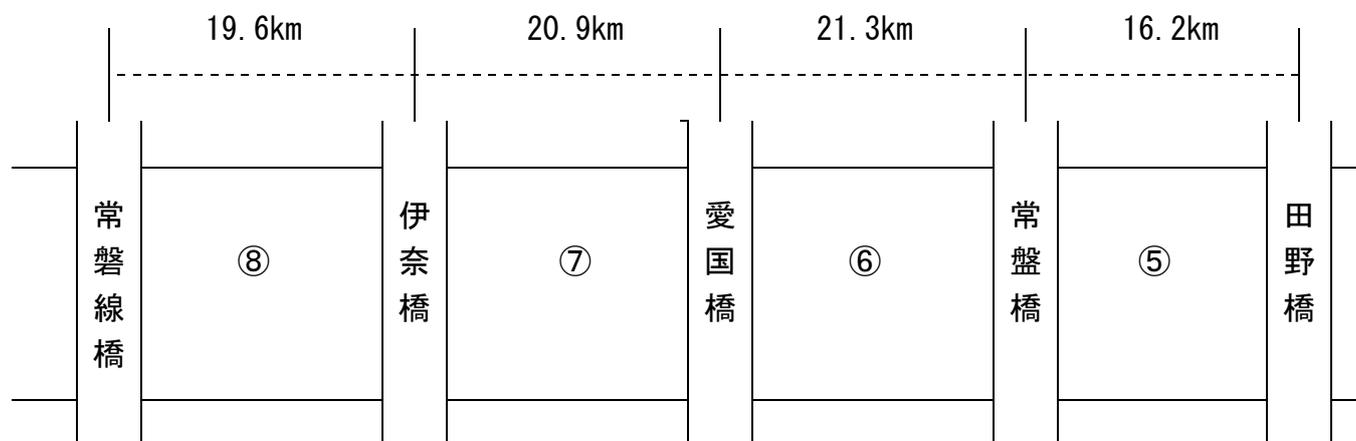
- ① 鬼怒川 上平橋（県道63号線）～鬼怒川橋（国道4号線）
- ② 鬼怒川 鬼怒川橋（国道4号線）～鬼怒大橋（県道47号線）
- ③ 鬼怒川 砂ヶ原大橋（県道310号線）～新鬼怒川橋（国道125号線）
- ④ 鬼怒川 新鬼怒川橋（国道125号線）～滝下橋（県道58号線）
- ⑤ 小貝川 田野橋（県道257号線）～常盤橋（国道50号線）
- ⑥ 小貝川 常盤橋（国道50号線）～愛国橋（県道56号線）
- ⑦ 小貝川 愛国橋（県道56号線）～伊奈橋
- ⑧ 小貝川 伊奈橋～JR常磐線小貝川橋梁

※ 実際に活動して頂く範囲は、各番号の範囲（例えば①ならば上平橋～鬼怒川橋間）すべてではなく、日常の生活の中で活動できる範囲とします。

鬼怒川



小貝川



* 活動していただく範囲は、各番号の区間のなかで、日常の生活の中で活動できる範囲とします。

3. 応募資格

鬼怒川又は小貝川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、鬼怒川又は小貝川の上記2. の活動範囲の近隣に居住する方。

4. 委嘱方法と任期

鬼怒川・小貝川河川愛護モニターは国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただきます。任期は平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間です。

5. 募集人員

上記2. の活動範囲 (①から⑧) 毎に1名 (あるいは2名)

6. 手当

月額 4, 580円

7. 選考方法

- (1) 所用の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢・地域構成等を勘案して選考させていただきます。選考は下館河川事務所（に設ける選考委員会）により実施いたします。
- (2) 所用の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任いたします。
- (3) 選考結果は郵便にて応募者に通知します。

8. 応募方法

「平成22年度・23年度 鬼怒川・小貝川河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入のうえ、平成22年5月19日（水）まで（必着）に応募先に送付して下さい。6月中旬に選考結果を応募者あてに連絡いたします。

平成22年度・23年度鬼怒川・小貝川河川愛護モニターの委嘱状の交付及び説明会は7月上旬に下館河川事務所において開催を予定しています。

9. 応募先

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所・占用調整課
「河川愛護モニター担当係」

住所：〒308-0841

茨城県筑西市二木成1753

電話：0296-25-2151

Fax：0296-25-2170